

市内大学・短期大学 御中

# 新型コロナウイルス 感染症対策に係る要請

令和3年5月8日

札幌市長  
秋元 克広

# 要 請

各大学・短期大学の皆様におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する取組にご尽力をいただいていることについて、厚くお礼申し上げます。

市内の感染が拡大している状況にあることから、去る令和3年4月23日に、市内の大学・短期大学に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る要請をさせていただいたところです。

しかしながら、依然として感染は拡大しており、5月7日（金）の政府対策本部会議において、5月9日（日）から5月31日（月）まで、北海道に対して「まん延防止等重点措置」が新たに適用されることが決定され、5月8日（土）の北海道対策本部会議において、札幌市内を対象区域とした今後の対策について示されました。

市民や事業者の皆様には、更なるご負担をお掛けしますが、「まん延防止等重点措置」の期間である、5月31日までに、市内の感染状況や医療提供体制を改善させ、安心してワクチン接種を受けられる環境を整備して必要があります。

以上のことから、各大学・短期大学の皆様に対し、5月9日から5月31日の期間、下記の内容について、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 【大学・短期大学に対応していただくこと】

- 1 学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 2 学校行事を中止、延期、縮小すること
- 3 部活動について、学校が必要と判断する場合（※）を除き、原則休止すること

※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合（大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選）

- 4 オンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避すること

### 【学生に呼び掛けていただくこと】

#### （札幌市内における外出の際）

- 1 不要不急の外出や市外への移動を控えること

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- 2 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えること

#### （札幌市内における飲食の際）

- 1 午後8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
- 2 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控えること
- 3 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること
- 4 できる限り同居していない方との飲食を控えること